令和８年（フ）第１８７６号
東京都立川市富士見町６丁目48番31号第一ハイツ立川307号
債務者　島本　竜弥
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８９３号
東京都八王子市絹ケ丘３丁目53番11号コスモハイツユギ101号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５３５号
川崎市幸区小向町３番３号　アルテ小向108
債務者　藤本さち子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３３号
川崎市川崎区川中島１丁目12番11―202号　サンウィスタリア
債務者　佐々木辰生
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８６５号
川崎市多摩区登戸1302番地　ロイヤルドーム1302　103
債務者　堅田ひろ子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
新潟市東区逢谷内４丁目４番14号　サザンハウス101号
債務者　大牟田祐希
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９７号
新潟市東区紫竹７丁目31番７号　リヴェールＵ202号
債務者　内山　香織
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６７号
新潟市江南区城山３丁目１番19号　グラスコート401号
債務者　永井　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
長野県東御市羽毛山1108番地５
債務者　小泉　　廉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２１２号
長野県塩尻市大字洗馬2168番地
債務者　三溝志津香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２３６号
長野県松本市蟻ケ崎３丁目４番Ｅ―301号　県営住宅
債務者　秋野　朋代
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第３８８号
岐阜市則武西２丁目23番10号（ハイツ神明Ｅ103号室）
債務者　伊藤　晴夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４５５号
岐阜市八坂町３番地１（山田ハイツ　Ａ―奥）
債務者　パドュア　ロナ　ドゥンガオ（ＰＡＤＵＡ　ＲＯＮＡ　ＤＵＮＧＡＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４６４号
岐阜市西鶉４丁目84番地（メゾン・ド・伊藤Ⅲ　102号室）、前住所岐阜県大垣市綾野５丁目125番地156
債務者　中嶋　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８２号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1667番地の１　ヤスマンションＢ203
債務者　松岡　真一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２７１号
三重県桑名市大字蓮花寺979番地31
債務者　須原　康裕
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２７６号
三重県四日市市中部12番６号　シティライフ四日市５Ｂ
債務者　一ノ宮浩昭
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係